

令和6年度 前橋市行政措置予防接種の種類と対象者

令和6年10月1日改定

No.	対象疾病(ワクチン)	対象者
1	季節性インフルエンザ インフルエンザHAワクチン 経鼻弱毒生インフルエンザワクチン	生後6か月以上でB類の対象者を除く全年齢
		2歳以上19歳未満の者
2	経皮接種用乾燥BCG	予防接種法で定める対象年齢外で医師が必要と認める者
3	沈降精製百日せき、ジフテリア破傷風、不活化ポリオ、ヘモフィルスb型混合(5種混合)	予防接種法で定める対象年齢外であって、15歳未満で医師が必要と認める者
4	沈降精製百日せき、ジフテリア破傷風、不活化ポリオ混合(4種混合)	予防接種法で定める対象年齢外であって、15歳未満で医師が必要と認める者
5	沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合(3種混合)	予防接種法で定める対象年齢外で医師が必要と認める者
		5歳以上で初回免疫が完了している者
6	沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド	予防接種法で定める対象年齢外で医師が必要と認める者
7	不活化ポリオ	予防接種法で定める対象年齢外で医師が必要と認める者
8	乾燥細胞培養日本脳炎	予防接種法で定める対象年齢外で医師が必要と認める者
9	乾燥弱毒生麻しん風しん混合 (MR)	予防接種法で定める対象年齢外で医師が必要と認める者
10	乾燥弱毒生麻しん(M)	
11	乾燥弱毒生風しん(R)	
12	肺炎球菌13価(プレベナー)	2か月以上6歳未満で医師が必要と認める者
		高齢者または肺炎球菌による疾病に罹患するリスクが高いと考えられる者
13	肺炎球菌15価(バクニューバンス)	予防接種法で定める対象年齢外であって、18歳未満で医師が必要と認める者
		高齢者または肺炎球菌による疾患に罹患するリスクが高いと考えられる18歳以上の者
14	肺炎球菌20価(プレベナー20)	予防接種法で定める対象年齢外であって、6歳未満で医師が必要と認める者
15	肺炎球菌23価(ニューモバックス)	B類の対象者を除く、2歳以上の者
16	ヒトパピローマウイルス感染症(HPVワクチン)	2価
		4価
		9価
17	水痘	予防接種法で定める対象年齢外であって、1歳以上で医師が必要と認める者
18	帯状疱疹 乾燥弱毒生水痘ワクチン 乾燥組換え帯状疱疹ワクチン	50歳以上の者
		帯状疱疹に罹患するリスクが高いと考えられる18歳以上の者 50歳以上の者
19	Hib感染症	予防接種法で定める対象年齢外であって、10歳未満で医師が必要と認める者
20	B型肝炎	(1) HBs抗原陽性の母親から生まれたHBs抗原陰性の乳児
		(2) ハイリスク者 (医療従事者、腎透析を受けている者、海外長期滞在者など)・一般の任意接種者
		(3) 汚染事故時 (事故後のB型肝炎発症予防)
		(4) その他 予防接種法で定める対象年齢外であって医師が必要と認める者
21	おたふくかぜ	1歳以上
22	A型肝炎	1歳以上の小児が推奨される
23	狂犬病	全年齢
24	破傷風	全年齢
25	髄膜炎菌	2歳以上56歳未満
26	RSウイルス	60歳以上
		妊娠24~36週の妊婦
27	新型コロナウイルス感染症	生後6か月以上でB類の対象者を除く全年齢

注) 予防接種の実施については、定期予防接種の実施要領に準拠して行う。

予防接種の実施については、予防接種リサーチセンター発行の「予防接種ガイドライン」最新版、医薬品医療機器等法に定められた添付文書の用法用量による。

いずれの接種も定期接種の対象者は除く。

ワクチン添付文書以外の接種は、上記のワクチンであっても行政措置予防接種の対象外。